奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第二十五号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のよう

に改正する。

受ける場合には、 に改める。 別表第一の百四の項中「二千円」の下に「(旅券法第二十条第二項の規定の適用を 四千円)」を加え、 同表百六及び百七の項及び百八の項を次のよう

まで	百八	から	百六
			削除

別表第一の三百四の八の項の次に次のように加える。

					九	四の	三百	
						管理手数料	豚熱予防液	
管理	理者が接種を行う豚熱予防液の	づき知事が登録する飼養衛生管	る特定家畜伝染病防疫指針に基	染病防疫指針のうち豚熱に関す	二第一項に規定する特定家畜伝	年法律第百六十六号)第三条の	家畜伝染病予防法(昭和二十六	
						七十円	一頭につき	
					のとき。	液の交付	豚熱予防	

七十二の項の次に次のように加える。 別表第一の三百五の項中 \neg (昭和二十六年法律第百六十六号) を削り、 同表三百

<u></u>	<u>_</u>	七十	三百	
手数料	例認定申請	べ面積の特	建築物の延	
の申請に対する審査	分の容積率に関する特例の認定	三号の規定に基づく建築物の部	建築基準法第五十二条第六項第	
			二万七千円	
		のとき。	認定申請	

おける建築物 七十七の 層住居専用地域等内にお 十五条第三項又は第四 別表 第 表三百七 項中 の三百七十六 \mathcal{O} 「建築物の高さの許可申請手数料」 高さの特例許可 九 \mathcal{O} 項各号」に、 兀 \mathcal{O} \mathcal{O} ける建築物の高さの特例認定申 項の 項 单 次に 申請手数料」に、 建築物 次 「高さの許可 のよう \mathcal{O} 高 に加える。 さ \mathcal{O} の」を を「第一種低層住居専用地域等内に 特 「第五十五条第三項各号」を「第五 例認定申 請手数料」 「高さの特例 請手数料」 に改 の許可 め を 同 第 \bigcirc 表三百 種低 に改

			申請手数料	
			の特例許可	五.
		例の許可の申請に対する審査	築物の高さ	九の
のとき。		規定に基づく建築物の高さの特	における建	七十
許可申請	十六万円	建築基準法第五十八条第二項の	高度地区内	三百

築物 中 同 の」を「新築又は \mathcal{O} 建築物等 表三百九十三の 請手数料」 別表 増築等 を \mathcal{O} を 第 建築許可申請手数料 敷地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数 「一敷地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物等 --- \neg \mathcal{O} \mathcal{O} の三百九十三の に、 建築等許可 敷地内認定建築物以外 に改 三の項中 一敷地内認定建築物の増築等の」 「建築の め 申請手数料 同表三百 を 項中 を 敷地内許可 _ 「新築又は \neg 九 __ 敷地内 \mathcal{O} 敷地内認定建築物以外の + に、 九 建築物等の建築等認定申請手数料」 \mathcal{O} _ 許可建築物以 建築物以外 建築の」 敷地 $\overset{\mathcal{O}}{=}$ \mathcal{O} 内認定建築物 項を次 に改め、 を の区域内 外 「新築又は \mathcal{O} \mathcal{O} 区域内 よう 建築物の 同表三百九十三の二の に広 の増築等 E に広 改 1 \Diamond 敷 空地を有する建 建築認定申請手 地内 0 11 の建築等許可 る。 に、 空地を有す に改 可建築 「建築 め、

																										<u>_</u>	九の	九十	三百
																										手数料	画認定申請	物新築等計	低炭素建築
の項、三百九	百九十九の四	下この項、三	ある住宅(以)の数が一で	の住戸をいう。	いう。)の一	る住宅部分を	一項に規定す	律第十一条第	上に関する法	消費性能の向	のエネルギー	部分(建築物	位住戸(住宅)のうち、単	おいて同じ。	以下この項に	るものを除く。	の三の項に係	(三百九十九	に対する審査	の認定の申請	物新築等計画	く低炭素建築	の規定に基づ	十三条第一項	する法律第五	化の促進に関	都市の低炭素
																						満のもの	平方メートル未	いう。)が二百	て「床面積」と	下この項におい	した床面積(以	ころにより算定	規則で定めると
知事が定め	機関のうち	宅性能評価	する登録住	一項に規定	律第五条第	に関する法	保の促進等	宅の品質確	機関又は住	費性能判定	ネルギー消	録建築物工	規定する登	条第一項に	法律第十五	上に関する	費性能の向	ネルギー消	建築物のエ	検査機関、	た指定確認	指定を受け	規定による	二第一項の	は第七条の	二第一項又	法第六条の	(建築基準	四万二百円
																												のとき。	認定申請

九十九の四の	この項、三百	の基準(以下	及び同号ロ(1)	項第二号イ(1))第十条第一	令」という。	いて「基準省・	の十の項にお	び三百九十九	五の三の項及	三百九十九の	五の二の項、	三百九十九の	以下この項、	通省令第一号。	業省・国土交	十八年経済産	省令(平成二	準等を定める	—消費性能基	築物エネルギ)であって建	住宅」という。	「一戸建ての	の項において	百九十九の十	八の項及び三	三百九十九の	十九の六の項、
				のもの	方メートル以上	床面積が二百平																							
千七百円)	っては、六	る場合にあ	合計画であ	素建築物適	百円(低炭	四万四千三)	六千七百円	にあっては、	である場合	という。)	適合計画」	炭素建築物	おいて「低	の四の項に	三百九十九	この項及び	計画(以下	認められた	適合すると	げる基準に	項各号に掲	十四条第一	る法律第五	促進に関す	低炭素化の	り、都市の	るものによ
					のとき。	認定申請																							

の 東 で で で で で で で で で で で で で		項、三百九十 で三百九十九 の八の項にお が三百九十九 が三百九十九 が三百九十九 が三百九十九 で三百九十九 を根いて「誘導性 で原建住宅標 で原建住宅標
方メートル以上	方メートル未満	
三万四千五 百円(低炭 合計画であ る場合にあ ては、六	三万三千二 百円(低炭 香計画であ 合計画であ る場合にあ 千七百円)	
の 定 申 請	の と き 。 請	

九このてうう	都市の低炭素 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	カーカーカー この項、三百九十九の四の で三百九十九の四の で三百九十九の四の で三百九十九の四の で三百九十九の四のではおいて「誘導」といて が変において がいて がいで がい で がい で がい で がい で がい で がい で
四円点方メートル以上ス二千平方メートル未満のもの	査 請 画 築	い任てこるいい仕お九及十の百
井二万三千円(低炭素制画である	一七万五千八 百円(低炭 合計画である場合にあ る場合にあ のては、一	
のとき。	の 認 定 申 請	

		う。) 準審査」とい	一
床面積が二万五	床面積が一万平 二万五千平方メ ートル未満のも	床面積が五千平 一万平方メート ル未満のもの	末面積が二千平 ル未満のもの トル以上
百万六千円	五十七万千円(低炭素では、十三の千円)	二十九万二 千円(低炭 合計画であ る場合にあ のては、八	ては、二万 一二千四百円 一二十万六千 一二十万六千 一十万六千 日一である 七千七百円
認定申請	認定申請のとき。	の と き 。 請	の 定 申 請

に係る審査(都市の低炭素 中三条第一項 の規定に基づ の親定に基づ の認定の申請 を を が新築等計画 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の		
床面積が三百平 二千平方メート ル未満のもの	方メートル未満のもの	あまり	千平方メートル一トル未満のも
会にあって 一 のである場 である場	三万八千九 百円(低炭 合計画であ 合計画であ る場合にあ であ のては、一	百八十四万 西八十四万 一三十万五千 一三十万五千	無物 無物 無物 にあって は、二十万 二千円)
認定申請	のとき。	の と き : 請	のとき。

			以下この項に という。)
千平方メートル床面積が二万五	た 大メートル以上 二万五千平方メ ートル未満のも	床面積が五千平 一万平方メートル以上	ル 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
五十万千円	二十九万九 千円(低炭 合計画であ 合計画であ っては、十 っては、十	四千円) 四千円) 四千円)	は、二万二 十一万千円 (低炭素建 (低炭素建 市である場 たである場 である場
のとき。	認定申請のとき。	の 起 定 き 請	の 定 申 請

	っては、一		一項に規・
	る場合にあ		法律第十一条
	合計画であ	未満のもの	向上に関する
	素建築物適	千平方メートル	一消費性能の
のとき。	千円(低炭	方メートル以上	物のエネルギ
認定申請	二十九万七	床面積が三百平	のうち、建築
			に対する審査・
)		の認定の申請
	万千五百円		物新築等計画
	っては、一		く低炭素建築
	る場合にあ		の規定に基づ
	合計画であ		十三条第一項
	素建築物適	のもの	する法律第五
のとき。	千円(低炭	方メートル未満	化の促進に関
認定申請	二十三万八	床面積が三百平	都市の低炭素
)		
	十万五千円		
	っては、三		
	る場合にあ		
	合計画であ		
	素建築物適	のもの	
のとき。	千円(低炭	方メートル以上	
認定申請	八十二万八	床面積が五万平	
	二千円)		
	は、二十万		
	合にあって	0)	
	画である場	ートル未満のも	
	築物適合計	以上五万平方メ	

を用いたもの 床面積が	「標準入力法	の項において	百九十九の八	六の項及び三	三百九十九の ル未満	十九の四の項、一万平方	の項、三百九 方メー	基準(以下こ)床面積)	び同号ロ(1)の	第一号イ(1)及	第十条第一項	って基準省令	いう。) であ ル未満のもの	住宅部分」と 五千平方	において「非 方メー	十九の十の項 床面積が一	項及び三百九 ———	九十九の八の	六の項、三百	三百九十九の	五の三の項、	三百九十九の 未満のも	五の二の項、一千平方	三百九十九のメート	九の四の項、 床面積が	項、三百九十 ———	分(以下この	
一 万 平					のもの	メート	トル以上	面積が五千平						メート	トル以上	千平平						<i>の</i>	メートル	ル以上二	千平方			
七十八万七		三万二千円	っては、十	る場合にあ	合計画であ	素建築物適	千円(低炭	六十六万六		万四千円)	っては、八	る場合にあ	合計画であ	素建築物適	千円(低炭	五十四万二			九千三百円	ては、二万	場合にあっ	計画である	建築物適合	円(低炭素	三十八万千		円)	
認定申請							のとき。	認定申請							のとき。	認定申請								のとき。	認定申請			

住宅モデル審において「非	三百九十九の 三百九十九の八 百九十九の八 で現において で現において ではいう。 ではいう。 ではる審査	🛛 三 以 ロ イ 第 準 分 ち す	
大 大 大 大 大 大 十 ト ト ル 以 上 ト ル 以 上 ト ル 以 上 ト の も の る ら る る る ら る る る る る る る る る る る る る	未満のもの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	未満のもの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
三十四万七 一	十五万四千 十五万四千 十五万四千 十五万四千 十五万四千) 井一万八千 大千七百円 八千七百円 大千七百円	万千五百円
	の と き 。 請	の 定 申 請	

方メートル以上のもの	床面積が二万五 千平方メートル 一トル未満のも	床面積が一万平 二万五千平方メ 一トル未満のも	床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メート
計画である 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	四十五万円 (低炭素建 である場 (低炭素建 十千円)	三十八万四 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	三十二万千 円(低炭素 円(低炭素 円(低炭素 下二千円)
認定申請	のとき。請	の と き。 請	のとき。請

	係る審査	ち、共同住宅及び非住宅部分に	の認定の申請に対する審査のう	基づく低炭素建築物新築等計	法律第五十三条第一項の規定に	都市の低炭素化の促進に関す												部分に係る審査	ち、一戸建ての住宅及び非住宅	の認定の申請に対する審査のう	基づく低炭素建築物新築等計画	法律第五十三条第一項の規定	都市の低炭素化の促進に関す			_
同住宅仕	査又は共	分に 宅標準審	のうアー共同住	計画た額	ルに 額を合算し	9る 次に掲げる	料額	げる手数	審査に掲	宅モデル	又は非住	標準審査	イ非住宅	数料額	掲げる手	様審査に	建住宅仕	査又は戸	住宅 宅標準審	のうアー戸建住	計画た額	ルに 額を合算し	9る 次に掲げる	が、大力・千円	、 て i は i =	
					のとき。	認定申請																のとき。	認定申請			

												匹	九		=	1
													の	九十	三百	
												申請手数料	画変更認定	物新築等計	低炭素建築	
を除く。以下	項に係るもの	九十九の五の	る審査(三百	の申請に対す	の変更の認定	物新築等計画	く低炭素建築	の規定に基づ	十三条第一項	する同法第五	において準用	十五条第二項	する法律第五	化の促進に関	都市の低炭素	
				のもの	方メートル以上	床面積が二百平		満のもの	平方メートル未	いう。)が二百	て「床面積」と	下この項におい	した床面積(以	ころにより算定	規則で定めると	
千七百円)	っては、六	る場合にあ	合計画であ	素建築物適	百円(低炭	四万四千三			百円)	は、六千七	合にあって	画である場	築物適合計	(低炭素建	四万二百円	
				き。	申請のと	変更認定							き。	申請のと	変更認定	

別表第一の三百九十九の四の項を次のように改める。

イ イ ス標 数 掲 で スは準 非 額 る 査 に 非 額 を 毛 デ 非 額 を れ り に り り り り り り り り り り り り り り り り り	
様審査に	
掲げる手	
数料額	
イ 非住宅	
標準審査	
又は非住	
宅モデル	
審査に掲	
げる手数	
料額	

て同じ。) の で で で で で で で で で で で で で	都市の低炭素 十五条第二項 十五条第二項 十三条第二項 日 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	て同じ。) の での住宅であ での住宅であ を用いた を用いた を用いた を用いた を用いた を用いた を用いた を知いて「 であ
方メートル以上	方メートル未満のもの	
五万四千五 三万四千五 一二万四千五 一二万四千五 一二万四千五 一二万四千五	二万三千二 百円(低炭 合計画であ る場合にあ 千七百円)	
き 東 変 調 の と 定	き。 請 の と 定	

項において「	のに係	基準を用いた	って誘導性能	共同住宅であ	る審査のうち、	の申請に対す	の変更の認定	物新築等計画	く低炭素建築	の規定に基づ	十三条第一項	する同法第五	において準用	十五条第二項	する法律第五	化の促進に関	都市の低炭素	審査」という。	宅	項において「	査(以下この	ものに係る審	基準を用いた	って誘導仕様	ての住宅であ	うち、一戸建一
床面積が二千平					ル未満のもの	二千平方メート	方メートル以上	床面積が三百平							のもの	方メートル未満	床面積が三百平									
二十万六千)	二千四百円	ては、二万	場合にあっ	計画である	建築物適合	円(低炭素	十二万三千		Ú	万千五百円	っては、一	る場合にあ	合計画であ	素建築物適	百円(低炭	七万五千八									
変更認定						き。	申請のと	変更認定							き。	申請のと	変更認定									

			共同住宅標準
床面積が二万五 以上五万平方メートル ートル未満のも	床面積が一万平 二万五千平方メ ートル未満のも	床面積が五千平 一万平方メートル以上 トートル以上	カメートル以上ル未満のもの
百万六千円 (低炭素建 画である場 合にあって	五十七万千円)	二十九万二 千円 (低炭 ・ 一 一 で あ ・ 一 で あ	円(低炭素 計画である は、四万 七千七百円
き。請のと	き。請のとと	き。請のとと	き。 請 の と

項において「ないになる。		都市の低炭素 で が が が が が が が が が の に お い て 準 第 二 項 十 三 条 第 二 項 十 三 条 第 一 項 有 法 第 一 項 月 五 に り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り	
方メートル以上	床面積が三百平 二千平方メート ル未満のもの	方メートル未満のもの	方メートル以上 アートル以上
(低炭素建	六万四千円 (低炭素建 画である場 合にあって 十四百円)	三万八千九 百円(低炭 百円(低炭 る場合にあ っては、一 のであ あ	三千円) 二千円) 二千円) 二千円 (低 四千円 (低 ある場合に あっては、 あっては、
申請のと変更認定	き。東語のと	き。 請 変更 認 定	き

			共同住宅仕様
床面積が二万五 ド平方メートル ボートル未満のも	床面積が一万平 二万五千平方メ ートル未満のも	床面積が五千平 一万平方メートル以上 トース平方メート	五千平方メート
五十万千円 (低炭素建 である場である場である場が)	二十九万九 二十九万九 高計画である場合にあっては、十 のては、十	円 (低炭素 ・ 大万五千 ・ 大万五千 ・ 大万五千 ・ 大万五千	築物適合計 一年である場 である場 である場
き。請のと	き。請のとと	き。請のと	き。

非住宅標準審	の決っ仕金申が新り	都市の低炭素 化の促進に関 でる法律第五 において準用 において準用 の規定に基づ	
メートル以上二床面積が千平方	末面積が三百平 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	方メートル未満のもの	方メートル以上
円(低炭素	二十九万七 千円(低炭 青計画であ 合計画であ る場合にあ っては、一 万八千七百	二十三万八 千円 (低炭 香計画であ 合計画であ る場合にあ 万千五百円	八十二万八 八十二万八 千円(低炭 合計画であ る場合にあ っては、三 十万五千円
申請のと	要更認定	変更認定き。	き。請のと定

) 査 という。
	床面積が五千平 一万平方メート ル未満のもの ト	床面積が二千平 五千平方メート ル未満のもの	* おおります おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か
七十八万七七十八万七名場合にある場合にある場合にあ	六十六万六 千円(低炭 香計画であ 合計画であ こ万二千円	五十四万二 五十四万二 る場合にある場合にある 場合にある お回である おき を を も	建築物適合 計画である ては、二万 九千三百円
きまっています。	き。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	き。請のと	き。

都市の低炭素 床面積が 化の促進に関 方メール する法律第五 のもの 十五条第二項 において準用 する同法第五 の規定に基づ く低炭素建築	の 方 を る の ト が	の 以 千 床 ト 上 平 百 九 末 万 メ が
方メートル未満	ト か ル 五 以 万 上 平	の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
九万四千二百円(低炭 万千五百円	百十一万七 一百十一万七 一百十一万七 一百十一万七 一万七 一万七 一万七 一万七) 六万六千円 (低炭 年) 一十万七千円 (低炭 を) 一十万七千円 (大万七千円 である場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある場合に
き。	き。 東 変 更 認 定	き。 と と と と と と と と の と と と と と と と と と と と と と

		審査(以下この項において)。)	、の 法 て 宅 査 請 更 築 しに を モ 部 の に の 等 に 係 用 デ 分 う 対 認 計
ル 未満のもの 一万平方メート ル 大スートル以上	末面積が二千平 大メートル以上 大メートル以上	未満のもの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	末満のもの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
三十二万千 理築物適合	二十四万七 一十四万七 一十四万七 一十四万七 一十四万七	十五万四千 十五万四千 十五万四千 大千三百円 カチ三百円	十一万八千 井画である 大千七百円 八千七百円
き。要更認定	き。東語のと	き。 東 変 更 認 定	き。請のと

き。	五十八万千円(低炭素) サーベスカー (低炭素) サーダ (低炭素) サーダ (1) カーカー	方メートル以上
き。請のとと	四十五万円 (低炭素建画である場合にあって 古、二十万 は、二十万	床面積が二万五 以上五万平方メートル ートル未満のも
き。 ・ 請 の と 定	三十八万四 千円(低炭 香計画であ 合計画であ っては、十 っては、十	床面積が一万平 二万五千平方メ ートル未満のも
	万二千円)	

_	_	-
	標準審査	
	イ 非住宅	
	数料額	
	掲げる手	
	様審査に	
	同住宅仕	び非住宅部分に係る審査
	査又は共	対する審査のうち、共同住宅及
	宅標準審	築等計画の変更の認定の申請に
	ア共同住	の規定に基づく低炭素建築物新
き。	た 額	準用する同法第五十三条第一項
申請のと	額を合算し	法律第五十五条第二項において
変更認定	次に掲げる	都市の低炭素化の促進に関する
	料額	
	げる手数	
	審査に掲	
	宅モデル	
	又は非住	
	標準審査	
	イ 非住宅	
	数料額	
	掲げる手	
	様審査に	
	建住宅仕	住宅及び非住宅部分に係る審査
	査又は戸	対する審査のうち、一戸建ての
	宅標準審	築等計画の変更の認定の申請に
	ア戸建住	の規定に基づく低炭素建築物新
き。	た 額	準用する同法第五十三条第一項
申請のと	額を合算し	法律第五十五条第二項において
変更認定	次に掲げる	都市の低炭素化の促進に関する

宅モデル げる手数 審査に掲 料 額

び三百九十九の十の項において「基準省令」 以下この項、三百九十九の五の三の項、三百九十九の六の項、 ギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。 び三百九十九の十の項にお 以下この項、 表三百九十九の六の項を次のように改める。 別表第一の三百九十九 三百九十九の の五 いて 五の三の項、 の 二 の 「非住宅部分」という。) 項中 三百九十九の六の項、 「同法第十 という。 一条第 を「基準省令」 」を削り、 項に規定する」及び 三百九十九の八の項及 三百九十九の 「建築物エネル に改め、 人の 項及

												六	九 の	九十	三百
											手数料	画認定申請	性能向上計	ルギー消費	建築物エネ
おいて同じ。	以下この項に	ものを除く。	七の項に係る	三百九十九の	対する審査(認定の申請に	能向上計画の	ルギー消費性	く建築物エネ	の規定に基づ	十四条第一項	する法律第三	能の向上に関	ルギー消費性	建築物のエネ
								満のもの	平方メートル未	いう。)が二百	て「床面積」と	下この項におい	した床面積(以	ころにより算定	規則で定めると
する法律第	促進等に関	品質確保の	又は住宅の	能判定機関	ギー消費性	築物エネル	する登録建	一項に規定	第十五条第	関する法律	能の向上に	ギー消費性	物のエネル	百円(建築	三万六千八
														のとき。	認定申請

)のうち、一 この項におい 性能基準を用 戸建ての住宅 標準審査」と て「戸建住宅 る審査(以下 いたものに係 であって誘導 物エネルギ の項及び三 のにより、 いう。)で 五条第一項 能評価機関 登録住宅性 六千七百円 あっては、 ある場合に 合計画」と 向上基準適 八の項にお 百九十九の 画(以下こ められた計 合すると認 る基準に適 各号に掲げ 法律第三十 上に関する 費性能の向 ネルギー消 建築物のエ が定めるも のうち知事 に規定する 五条第一項 -消費性能 て「建築

お 以 に を 誘 住 、 る G	こ の 性 ネ づ 項 三 関 性 ネ	
方メートル以上のもの	方メートル未満のもの	方メートル以上
二万千百円 (建築物工 を性能向上 をである場 をにあって	一万九千七 百円(建築 一消費性能 一消費性能 合計画であ 合計画であ る場合にあ でては、六	回 万九百円 四 万九百円 である場 は、六千七 である場 と である と で で と である と である と である と で と である と である と で である と でん と でん と でん と で で と で で と で で と で で と で と
の 認 定 申 請	のとき。請	の 定 き ・ 請

	係る審査(以 下この項にお に標準審査」		建築物のエネ を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	戸建住宅仕様
ル 未満のもの ル 未満のもの		ル未満のもの 二千平方メート 二千平方メート	方メートル未満	
二十万二千 円 (建築物 上基準適合	準適合計画 にあっては、 こ万二千四	性能向上基	ン	百円)
認定申請		の と き 。 請	のとき。請	

以上五万平方メートル床面積が二万五	床面積が一万平 二万五千平方メ 一トル未満のも	床面積が五千平 カメートル以上 ル未満のもの	
ネルギー消で五千円) 三万四千円 三万四千円 三万四千円 三万四千円 三万四千円	万四千円 一消費性能 一消費性能 一消費性能 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	計画である お画である
の 認定申請	の 認 定 申 請	の 定 き 請	

字であって誘って誘って誘った。 共同住	建築物のエネ がギー消費性 がお一川での がお一川で がおりまする がおりまする がおりまする がおりまする がおりまする がおりまする がいギー消費性 がいギー消費性 がいまする がいまる がいまする がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる がいまる はいる はいまる はいも はいる はいまる はいも はいも はいる はいも		
方メートル以上床面積が三百平	方メートル未満で三百平	方メートル以上	のートル未満のも
築物エネル	三万五千五 百円(建築 一消費性能 一八世 一八世 一八世 一八世 一八世 一八世 一八世 一八世 一八世 一八世	百八十四万 円(建築物 円(建築物 一 大基準値向 一 大基準値向 一 大型である 一 大型である 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	豊 生 連 である場 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
認定申請	の 定 き ・ 請	のとき。請	

		導仕様基準を 係る審査(以 下この項にお いて「共同住 宅仕様審査」
方メートル以上床面積が一万平	ル	二千平方メート
千円(建築	四 て 場 計 上 消 エ 円 十 方 と	ボー消費性 超合計画で ある場合に あっては、 五万二千四
のとき。	の 認 と 定 き 申 。 請	

方 方 メート ル 以上	床面積が二万五 以上五万平方メートル ボートル未満のも	二万五千平方メ
) 十万五千円 一消費性能 一消費性能 一方五千円 る場合にあ る場合にあ であ) 十万二十八万八 一消費性能 一方二十八万八 一方二十二 一一十二 一十二 一十二 一十二 一十二 一十二 一十二) 三万四千円 三万四千円
の 認 と き。 請	の 認 と き 。 請	

	用いたものに 係る審査 いて「非住宅 いす。)	部分であって 非住宅	十四条第一項 の規定に基づ の規定に基づ に基づ がギー消費性 がまる審査の で表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	能の向上に関連築物のエネ
未満のものまが千平方	未満のもの	千平方メートル 床面積が三百平		方メートル未満 床面積が三百平
三十七万八 千円 (建築) 一消費性能 合計画である場合にあ	一消費性能 一消費性能 円) 一消費性能	物エネルギー	一消費性能 向上基準適 合計画であ る場合にあ 万千五百円	物エネルギニテ四
		のとき。 認定申請		のとき。

京メートル以上	方メートル以上	末面積が二千平	
二万五千平方メ	一万平方メート	大メートル以上	
ートル未満のも	ル未満のもの	大メートル以上	
向上基準 一消費性能) 三万二千円 一消費性能 一消費性能 一消費性能 一消費性能 一消費性能 一消費性能	万四千円 一消費性能 一消費性能 一消費性能 一次 一消費性能 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	円)のては、二
の	の	の	
認	定	窓	
定	き	定	
申	:	申	
請	請	請	

ルギー消費性 方メ	の 方 下 る り り で も の も の も の も の も の も ろ り る り る り る り る り る り ら り る り る り る り る	の 以 下 下 下 五 方 積	
メートル未満面積が三百平	も の ま の よ ル ル 以 上	ボール ボース ボーカメートル ボーカメートル ボーカメートル ボーカメートル	
九万八百円	円) 円) 一消費性能 一川の 一川の 一川の 一川の 一川の 一川の 一川の 一川の 一川の 一川の) 十円 (建築 一消費性能 一川 (建築 一川 (世紀 一川 (世紀 一世) 一世 (世紀 一	(会計画である場合にある場合にある)
のとき。	の 定 き 。 請	の と き。 請	

		記定の申請に 対する審査の おかであって を用いたもの に係る審査の という。 であって を用いたもの であって に係る審査の にであって ないて「非住宅	能の向上の一次を表現の一次を表現の一点を表現の一点を表現の一点を表現の一点を表現の一点を表現の一点を表現の一点を表現の一点を表現の一点を表現の一点を表現の一点を表現の一点を表現している。
床面積が二千平	床面積が千平方 米ートル以上二 十平方メートル	末 ボ面積が三百平 大メートル以上	0 5 0
二十四万三	十五万千円 (建築物エ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・) 円 (建築 円) 円 (建築 円) 円 (建築 1 円) 円 (建築 1 円) 円 (1 円	要性能向上 連びある場 一万千
認定申請	認定申請のとき。	のとき。請	

		_
の 定 申 請	万六千円 万六千円 ア(建築物 三十八万千 一 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	方メートル以上 二万五千平方メ ートル未満のも
のとき。 請) 三十一万七 一消費性能 一消費性能 一方二千円 一方七 一方二千円	床面積が五千平 一万平方メートル以上
のとき。	万四千円 「四千円)	方メートル以上

建築物のエネルギー 向上に関する法律第 一項の規定に基づく 一項の規定に基づく の申請に対する審査 係る審査		
保る審査 係る審査 係る審査 係の審査のは宅及び非住宅部分に がギー消費性能向上計画の認定 の申請に対する審査のうち、一 の申請に対する審査のうち、一 の申請に対する審査のうち、一 係る審査	あまり あまり のもの もの と ル以上	
次 に 類 を 合 算 を る 算 を る 算 し る と る り し る り し る り し る り る り し る り し る り し る り し る り し る り し る り し る し る	田	四十四十四万六 十万七千円 一川 費性能 一川 費性能 一川 費性能 一川 費性能
のとき。請	の 記 と き ・ 請	の を き。 請

のとき。	額を全て合	向上に関する法律第三十四条第建築物のエネルギー消費性能の
の と 定 き 申 。 請	イ アた額次 料 げ 審 宅 又 標 数 掲 様 同 査 宅 額 を 合 掲 額 る 査 モ は 準 非 料 げ 審 住 又 標 井 同 原 に デ 非 審 住 額 る 査 宅 は 準 同 し る 季 店 仕 共 審 住	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律第三十四条第 一項の規定に基づく建築物エネ の申請に対する審査のうち、共 同住宅及び非住宅部分に係る審 査
	イ	

の三百九十九の ネルギー消費性能向上計画の認 条第三項の規定により記載され 定の申請に係る審査 た複数の建築物による建築物工 \mathcal{O} ル 一項の規定に基づく建築物エネ 八の項を次のように改める。 申請に対する審査のうち、 ギー消費性能向上計画の認定 同 算した額 ウ ア 工 イ 手数料額 掲げる手 様審査に 宅標準審 掲げる手 様審査に 建住宅仕 査又は戸 査に掲げ に掲げる 標準審査 数料額 同住宅仕 査又は共 数料額 モデル審 額 宅標準審 る手数料 共同住 非住宅 非住宅 戸建住

別表第一

九の	九十	三百	
性能向上計	ルギー消費	建築物エネ	
能の向上に関	ルギー消費性	建築物のエネ	
した床面積(以	ころにより算定	規則で定めると	
物エネルギ	百円(建築	三万六千八	
き。	申請のと	変更認定	
		<u> </u>	

		八
		申請手数料
建築物のエネ	・	する法律第三 十六条第二項 する同法第三 十四条第一項
方メートル未満床面積が二百平	が ある ある の は の の は の の に の の に の の に 。 に の に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	下この項において「床面積」と平方メートル未
百円(建築	百は合画基費ネ(四万円) 円、大の一番である合いが、 一である合いが、 一である合いである合いである。 日本である。 一、大のである。 一、大のである。 一、大のである。 一、大のである。 一、大のである。 一、大のである。 一、大のでは、 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	ー消費性能 合計画であ る場合にあ っては、六
申請のと	き 申 変 。 請 更 の 認 と 定	

建築物のエネでの向上に関ける法律第三において準用において準用	という。) という。) という。) という。) という。) という。) という。) という。) という。) という。) という。) という。) という。) という。) という。) という。)	能の向上に関 十六条第二項 において準用 する同法第三項 十四条第一項
方メートル未満	方 方 ま の も の ト ル 以 上 上	の も の
を	(建築物エ (建築物エ 高円) 一次・ボー消 をにあって をにあって は、六千百円	物エネルギ 一消費性能 合計画であ る場合にあ っては、六
き。青のとと	き ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	き。

	査同につの準で同査請更向	十四条第一項の規定に基づく建築物エネ
ル未満のもの 一万平方メート ルトートル以上	ル 五 方 末 面積	
二十八万九 十円 (建築 十八万九 十消費性能	 一 大田 四 万 四 万 四 万 四 万 四 万 四 万 四 万 四 万 四 万 四	万千五百円
き。請のと	き 申 変 。 請 更 の と 定	

方メートル以上のもの	床面積が二万五 以上五万平方メートル ートル未満のも	方メートル 二万五千平方メ ートル未満のも	
消費性能向百八十四万	百万二千円 である場 である場 である場 である場 である場) 三万四千円 一消費性能 一消費性能 一次を 一次を 一次を 一次を 一次を 一次であ 一次であ 一次であ 一次であ	合計画であっては、八の一日の
き。請のと定	き。請 変 更 認 定	き。 請 更 の と 定	

五千平方メート ネルギー査」という。方メートル以上 (建築物同住宅仕様 床面積が二千平 十万七千	(以下この (以下) (以下) (以下) (ur) (ur) (ur) (ur) (ur) (ur) (ur) (ur	建築物のエネ 床面積が三百平 三万五千五 建築物のエネ 床面積が三百平 三万五千五 能の向上に関 のもの 物エネルギー消費性 方メートル未満 百円 (建築 十六条第二項 つもの やエネルギー消費性能 十四条第一項 つては、一 の規定に基づ つては、一 な建築物エネ アチ五百円 の規定に基づ フチ五百円	万五千円) 場合にあっ
ギー消エー消	円 万円 (建 つ て は、	千 て 場 計 エ 円 万 五 計 基 費 ホル 建 五 百 一 あ 適 能 ギ 築	五千円)
き。変更認定	き。請のとと	き 東 変	

・ ボ面積が二万五	床面積が一万平 二万五千平方メ ートル未満のも	床面積が五千平 一万平方メートル以上	ル未満のもの
千円(建築) 三万四千円 一消費性能 一消費性能 一方四千円 一方四千円	四 ては、八万二千円)	妻準 連である場 画である場 合にあって たの万七
申請のと	き。 請 更 の と 定	き。	

	<u> </u>		く建築物エネ
	万千五百円		の規定に基づ
	っては、一		十四条第一項
	る場合にあ		する同法第三
	合計画であ		において準用
	向上基準適		十六条第二項
	—消費性能		する法律第三
き。	物エネルギ	のもの	能の向上に関
申請のと	千円(建築	方メートル未満	ルギー消費性
変更認定	二十三万四	床面積が三百平	建築物のエネ
)		
	十万五千円		
	っては、三		
	る場合にあ		
	合計画であ		
	向上基準適		
	一消費性能		
き。	物エネルギ	の も の	
申請のと	千円(建築	方メートル以上	
変更認定	八十七万二	床面積が五万平	
)		
	十万二千円		
	っては、二		
	る場合にあ		
	合計画であ		
	向上基準適	D	
	—消費性能	ートル未満のも	
き。	物エネルギ	以上五万平方メ	

		査」という。	非住宅標準審をは、以下こので、ほる審	審査のうち、	申請に対する を更の認定の を更の認定の
床面積が二千平 カメートル以上 五千平方メート	Ō	千平方メートルメートルは上二		未満のもの	ボートル以上ボートル以上
五十三万九十二万九十二十三万九十二十三万九十二十三万九十二十三万九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円	物エネルギーニー	円)のては、一	ー消費性能 合計画であ	物エネルギニ十九万三
き。東京のと		き。			き。要更認定

床面積が二万五 以上五万平方メートル ボートル未満のも	方メートル 二万五千平方メ ートル未満のも	床面積が五千平 一万平方メートル以上	
向上 基準 適 ト 八十九万三 上 基準 能) 六万六千円 一消費性能 一消費性能 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次) 三万二十 一消費性能 一方二千円 一方二千円 一方二千円 一方二千円	万四千円)
きっ。要更認定	き。	き	

変更の認定の認定の	建築物のエネ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
千平方メートル 以上 下面積が三百平	方メートル 未満	方メートル以上 上 で	
エネルギー 万五千	五百円) 五百円) 本ルギー消 を を は、一万八百円 大万八百円 大万八百円 大万八百円 大万八百円	円) 円) 日本	合計画であっては、二十万七千円
き。要更認定	き。要更認定	き。	

		う。) お住宅モデ	申請に対する審査のうち、をものに係るをものに係る
方メートル以上床面積が五千平	大メートル以上 五千平方メート ル 大満のもの もの	来面積が千平方 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	未満のもの
千円(建築	二十四万三 千円 (建築 十円) 建築 一消費性能 合計画であ 合計画であ る場合にあ のては、八	十五万千円 (建築物エ 高にあって 一三百円 大三百円 大三百円 大三百円	消費性能向 上基準適合 計画である では、一万 八千七百円
申請のと	き。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	き 。 請 の と 定	

床面積が二万五 以上五万平方メートル ボ面積が二万五	床面積が一万平 二万五千平方メ ートル未満のも	ル未満のもの
) 一消費性能 一消費性能 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	三十八万千 円 (建築物 円 (建築物 上基準適合 たあっ である である) 一消費性能 一消費性能 三万二千円 三万二千円
き ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	き。	き。

変更認定	次に掲げる	建築物のエネルギー消費性能の
	料額	
	げる手数	
	審査に掲	
	宅モデル	
	又は非住	
	標準審査	
	イ 非住宅	
	数料額	
	掲げる手	
	様審査に	び非住宅部分に係る審査
	建住宅仕	審査のうち、一戸建ての住宅及
	査又は戸	画の変更の認定の申請に対する
	宅標準審	築物エネルギー消費性能向上計
	ア戸建住	十四条第一項の規定に基づく建
き。	た額	二項において準用する同法第三
申請の	額を合算し	向上に関する法律第三十六条第
変更認定	次に掲げる	建築物のエネルギー消費性能の
	円)	
	十八万九千	
	っては、二	
	る場合にあ	
	合計画であ	
	向上基準適	
	—消費性能	
き。	物エネルギ	のもの
申請の	千円(建築	方メートル以上
変更認定	五十七万八	床面積が五万平

	_	_
	査又は共	
	宅標準審	
	イ 共同住	審査
	数料額	能向上計画の認定の申請に係る
	掲げる手	による建築物エネルギー消費性
	様審査に	により記載された複数の建築物
	建住宅仕	審査のうち、同条第三項の規定
	査又は戸	画の変更の認定の申請に対する
	宅標準審	築物エネルギー消費性能向上計
	ア戸建住	十四条第一項の規定に基づく建
き。	算した額	二項において準用する同法第三
申請のと	額を全て合	向上に関する法律第三十六条第
変更認定	次に掲げる	建築物のエネルギー消費性能の
	料額	
	げる手数	
	審査に掲	
	宅モデル	
	又は非住	
	標準審査	
	イ 非住宅	
	数料額	
	掲げる手	
	様審査に	宅部分に係る審査
	同住宅仕	審査のうち、共同住宅及び非住
	査又は共	画の変更の認定の申請に対する
	宅標準審	築物エネルギー消費性能向上計
	ア 共同住	一十四条第一項の規定に基づく建
き。	た額	二項において準用する同法第三
申請のと	額を合算し	向上に関する法律第三十六条第

2	額	る手数料	査に掲げ	モデル審	エ非住宅	手数料額	に掲げる	標準審査	ウ非住宅	数料額	掲げる手	様審査に	同住宅仕

める。 第二号イ(2)に、 別表第一の三百九十九の十の項中 「第一条第一項第二号イ(2jii」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改 「第一条第一項第二号イ(2ji)」 を 「第一条第一項

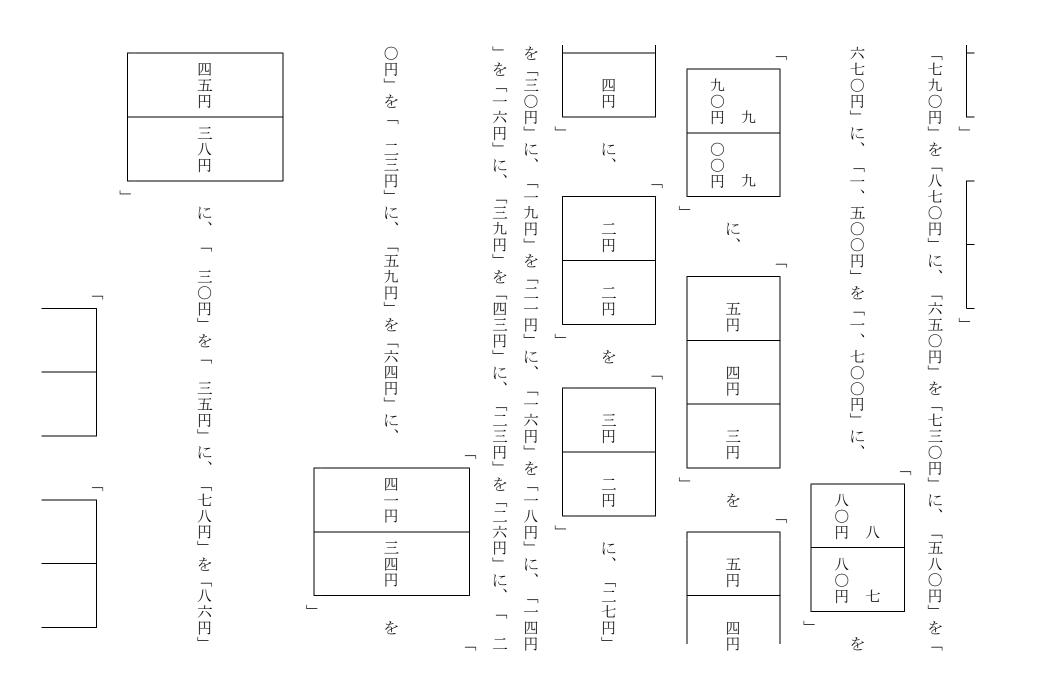
を「四万円」に改め、同表の備考3中「千八百円」を「千四百円」に改める。 別表第二の七の四の項中 「三万円」を「三万七千円」に、「二万千円」を「二万四千円」に、 「五万二千円」を「五万九千円」に改め、同表七の五の項 「三万千円」

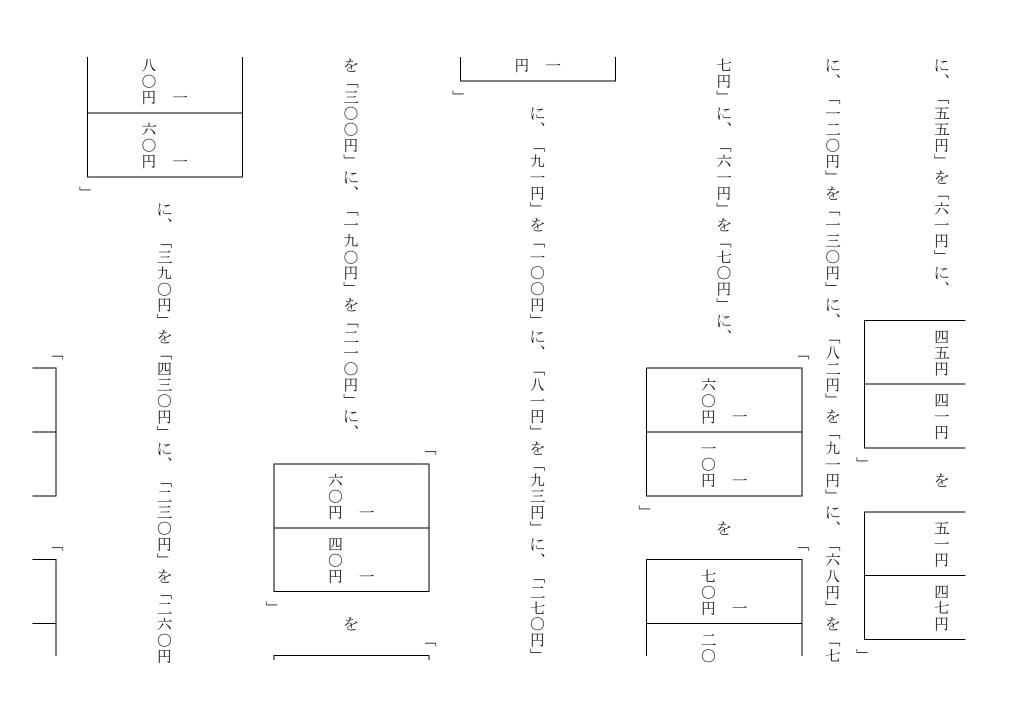
(奈良県行政財産使用料条例の一部改正)

を次のように改正する。 奈良県行政財産使用料条例(昭和三十九年三月奈良県条例第四十二号) の 一 部

八〇円 別表の二の表中 三 を 八〇円 三〇円 兀 七 三〇円 〇円 兀 五 に、 を 一〇〇円」を「一、 八 七〇円 五. に、

二〇〇円」に、 <u>一</u> 〇 円 兀



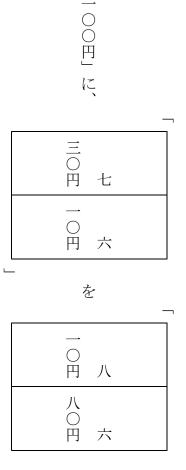


| に、「二〇〇円」を「二三〇円」に、

円六

に、 「四五〇円」 を「五一〇円」 に、 「四一〇円」を「四七〇円」 に、

○○○円」を「一、



に、「五四〇円」を「六二〇円」に、



四

円 に、 「三二〇円」を「三六〇円」 に、 三八〇円」を「三三〇円」 に改め、 同

に改める。 表の注1の表中 田原本町」 を削り、 「及び三宅町」を「、 三宅町及び田原本町」

(奈良県立公園条例の一部改正)

改正する。 奈良県立公園条例 (昭和二十九年四月奈良県条例第九号) の一部を次のように

別表中「三八〇円」を「四三〇円」に、 「五八〇円」を「六七〇円」 七八〇

「五四〇円」を「六二〇円」に改める。

(奈良県労働会館条例の一部改正)

円」を「九〇〇円」に、

第四条 ように改正する。 奈良県労働会館条例(昭和二十七年十月奈良県条例第五十一号) の一部を次の

別表第一中小会議室1の項を削り、 同表中 「小会議室2」を「小会議室1」

小会議室3」を「小会議室2」に改める。

(奈良県道路占用料に関する条例の一部改正)

第五条 奈良県道路占用料に関する条例 (昭和二十八年三月奈良県条例第二十一号) \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱			
白	ド つ - き オ					 立	
一〇〇一、	七一〇円	七〇〇円	100円	八〇〇円	第二級地		占
八一〇円	五 () 円	二〇〇円	八七〇円	五七〇円	第三級地	所	用
六八〇円	四三〇円	九九〇円	七三〇円	四八〇円	第四級地	生 地	料
六二〇円	三九〇円	九〇〇円	六七〇円	四三〇円	第五級地		

げる 第一 二条 物 工 作 に掲 項 第 三十 法第 一号 圧器 線その 変圧塔その他こ 地下に設ける変 圧器 地下 類 共架電線その そ 第三種電話柱 信書便差出箱 郵便差出箱及び 及び公衆電話所 れに類するもの 路上に設ける変 上空に設ける線 \mathcal{O} 他 に設ける電 他の線類 \mathcal{O} 柱類 他 方メー 積一平 占用面 長さ一 年 つき一 つき一 き一年 ルにつ 個に トルに つき一 メー 年 年 個に 六〇〇円 六〇〇円 四〇〇円 四三〇円 七〇〇円 七 七円 四円 円 四九〇円 〇 〇 〇 円 三〇〇円 四二〇円 〇 〇 円 五. 三円 五円 円 二六〇円 三六〇円 四二〇円 九 八五〇円 四三円 四〇円 三円 四円 1三〇円 三三〇円 八五〇円 三八〇円 七八〇円 三九 二円 四円 円

外径が○・一五	外径が○・一メートル未	外径が○・○七メートル以上○	外径が○・○七	その他のもの	広告塔
				年 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に ー 平 面	年 つ ト 方 積 表 き ル メ ー 示 ー に ー 平 面
	六 四 円	四 三 円	三〇円	四 〇 〇 円	八 〇 〇 円
	四 五 円	三〇円	二円	〇〇〇円 一、	八〇〇円
	三八円	二六円	一 八 円	八 五 〇 円	八 七 〇 円
	三 五 円	三三円	一六円	七 八 〇 円	五 九 〇 円

	八五〇円	〇〇〇円	回 〇 〇 円		る施設 三号及び第四号に掲げ 法第三十二条第一項第	る 三 号 及 記
四 七 〇 円	五〇円	六一〇円	八六〇円		外径が一メート	
二三〇円	二六〇円	三〇〇円	四三〇円		外径が○・七メートル未満のも	
一六〇円	一八〇円	1二〇円	三〇〇円		外径が○・四メートル未満のもの	
九 三 円	一〇〇円	1二0円	一 七 〇 円		外径が○・三メのもの	物 に 件 る
七〇円	田六六	九 一 円	一三〇円	き ル メ 長 一 に	外径が〇・二メ ートル以上〇・ ニメートル未満	が に 二 項 第 二 3 掲 号 第 一 第
四 七 円	五. 一	六 一 円	八 六 円		*ニメートル以上○	二 三 法

- げ に 六 巧 る 掲 号 st	頁 第 二 三 法 第 一 条 十 第		施 設	げ に 五 る 掲 号	項 第 二 三 第 一 条 十	法 第	
そ の m	も 一 他 祭 の 時 の 礼	その他のも	路 地下	路上空	下室	び 街 地 及 下	
その他のもの	他の催しに際し、 一時的に設ける の催しに際し、	E の もの	に設ける通	路上空に設ける通	の 以 と 数 が 毛	のという。	の と 数 が 一
方 積 占 メ 一 用 ー 平 面	日 つ ト 方 積 占 き ル メ ー 用 ー に ー 平 面	ト 方 積 占 年 つ ト 方 積 占 ル メ ー 用 き ル メ ー 用 に					
四 八 〇 円	四 八 円	四〇〇円	五〇〇円	四〇〇円	A IC O	A lC O	A C ·
一 八 〇 円	一 八 円	000円	五四〇円	九〇〇円	Aに○・○○七を乗じて得た額	Aに○・○○六を乗じて得た額	Aに○・○○四を乗じて得た額
八 七 円	九 円	八五〇円	二六〇円	四三〇円	して得た額	して得た額	して得た額
五 九 円	六 円	七八〇円	一八〇円	二九〇円			

 以 ガ 下 5	九七四令年十和分	行 法 道			施設
	お旗ざ	標識) 除のる く。をも	で 丨 (看 あ チ ア 板	
その他の	け 時 際 の 日 祭 れ、		も の 他 の	の 設 一 時 る も に	
本に	日 つ 一 き 本 一 に	年 つ 一 き ー に	年 つ ト 方 積 表 き ル メ ー 示 ー に ー 平 面	月 つ ト 方 積 表 き ル メ 一 示 ー に l 平 面	月 つトルに
	四 八 円	一〇〇円	八 〇 〇 円	四 八 〇 円	
	一 八 円	八一〇円	八 〇 円 、	一 八 〇 円	
	九 円	六八〇円	八 七 〇 円	八 七 円	
	六 円	六二〇円	五 九 〇 円	五 九 円	

- る 第 工 作 物 条	=	F P	(A)	物	掲げ号	号に第	第一七	七条)第幕	い う。	ح	令
令第七条第二号に掲げ	もの他の	の 断 す る も 横) 除 の る で 施 事 る で あ 設 用 コ も る 他 の	掲げけるもの	号に 時的に設	第四という	七条の催しに	令第一日その他	祭礼、縁			<u></u> 5
	月	つ 一 き 基 一 に	月 つ ト 方 積 そ き ル メ 一 の 一 に ー 平 面	日	以つきー	トルに	カメー	積一平	その面		月	つき一
四 〇 〇 円 、	四〇〇円	八 〇 〇 円	四八〇円			ロ <i>リ</i> 日	回 し 日					四八〇円
〇 〇 〇 円	九〇〇円	八 〇 〇 円	一八〇円			- <i>Ј</i> Р	ー し 日					八〇円
八 五 〇 円	四三〇円	八七〇円	八 七 円			J P	l 9					八七円
七 八 〇 円	二九〇円	五 九 〇 円	五 九 円			7 P	\ 9					五九円

設 る 施	掲号第七令げに八条第			第る 第七	材 第 る 令 料 五 工 第 号 事 七	
く を 地 上 / 。除 下 の 0		の 上 空 に	も く 面 路 は ト の 。 下 面 高 ア 来 ネ	。 (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)) に 掲 施 第 げ 設	
の も 数 の 二	の も 数 の が 一	上空に設けるも	は 高架 の 道 路 面 下 の 地 下 を 除 る 。) に 設 け る る ら 。 う 。 う に う う ら ら ら う ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	第七号に掲げる施設る仮設建築物及び同条令第七条第六号に掲げ	材料の第二条に掲げる工事用施設及び同条の第七条第四号に掲げる工事用	
				月 つ Ì き バ 一 に	、 方 積 占 ル メ 一 用 こ ー 平 面	年
A VC O	A € ○ · (A C ·	た 乗 〇 A で こ で 九 で そ	一四〇円	四八〇円	
○○六を乗り	Aに○・○○六を乗じて得た額		た 乗 〇 A で 一 二 で 得 を・	一〇〇円	一八〇円	
じて 得 た 額 額		Aに○・○一七を乗じて得た額	た 乗 〇 A で 一 四 で 一 四 を	八 五 円	八七円	
			た 乗 〇 A で 一七 〇 得 を	七八円	五 九 円	

場 駐 動 び 設 る 掲 号 第 七 車 車 自 及 施 げ に 十 第	二 令 条 第	設る掲号施げに	子 第 七 令 二 九 条 第		
その他の少の					の るも
年 つ ト き ル ー に	方 積一平	占 用 面			
た 乗 〇 A 額 じ 〇 に て 九 〇 得 を・	A 15 0 · 0	た 乗 〇 A	た 乗 〇 A に 〇・ 額 で て 得	A 1.5 0	A l ^z O
た 乗 〇 A に 〇 で 得 を・	○二二を乗じて得た額	た 乗 〇 A で 一一を そ で て 得	A ○ 一五を で得	○二五を乗じて得た額	・〇〇七を乗じて得た額
た 乗 〇 A 額 じ 一 に て 四 〇 得 を・	して得た額	た 乗 〇 A に 〇 ・ 額 で て 得	た 乗 〇 A に 〇 ·	して得た額	して 得 た 額
た 乗 〇 A 額 じ 一 五 得 を・		た 乗 〇 A に 〇 ·	た 親 じて得 を		

 ,							1					
そ の 仙	げる施設		施 従 る 技	三	七 令 第		げる器具	物 建 仮 築 説	反 応 げ に	三 一 号	第 七 条	子角
他前各項により難	げる施設や第七条第十四号に掲	その他のもの	と空に設けるも	面下に設けるも	に限る。)の路路(高架のもの	は自動車専用道トンネルの上又	げる器具令第七条第十二号に掲	その他のもの	上空に設けるも	もの	路面下に設けるは高架の道路の	トンネルの上又
前各項人												
前各項に準じて知事が定める額	A & O • O	A 12 0 · 0	A C 	た 額	乗じて得	A VC O	A (C)	A (C)	A ic ·	た 額	乗じて得	A 13
事が定める短	○三一を乗じて得た額	○三一を乗じて得た額	○二二を乗じて得た額	た 額	乗じて得	A VZ O	○二五を乗じて得た額	・〇二一を乗じて得た額	・〇二二を乗じて得た額	た 額	乗じて得	A IS
祖	して得た額	して得た額	して得た額	た 額	乗じて得	A VZ O	して得た額	して得た額	して得た額	た 額	乗じて得	A loo
				た 額	乗じて得	A VC O				た 額	乗じて得	A (3

本町」に改める。 別表 の備考1の表中 乛 田原本町」 を削り、 「及び三宅町」 を 三宅町及び田原

(奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正)

第六条 奈良県流水占用料等に関する条例 (平成十二年三月奈良県条例第四十二号) 0)

一部を次のように改正する。

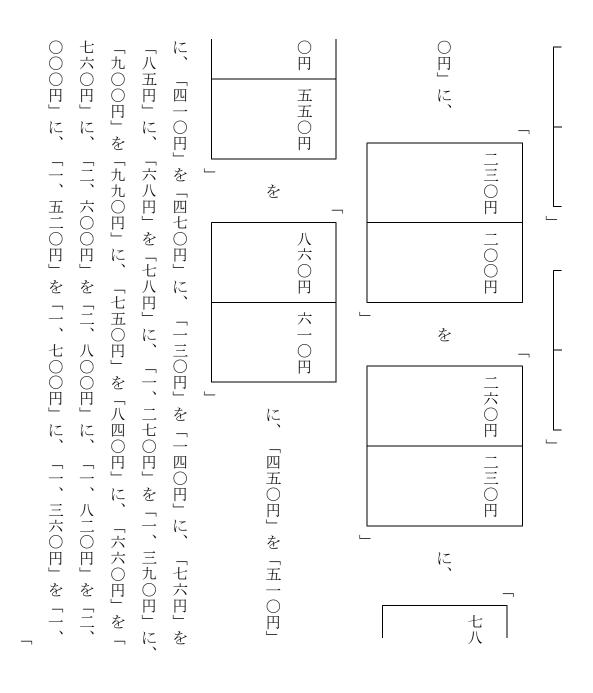
二〇円」を「四八〇円」に、 、二〇〇円」に、 別表第二中「七三〇円」を「八〇〇円」に、 「七九〇円」を「八七〇円」に、 「三八〇円」を「四三〇円」に、 五 「六五〇円」を「七三〇円」に、 ○円」を 「五七〇円」に、 一〇〇円」を「

「五八〇円」 を「六七〇円」に、 五〇〇円」を「一、七〇〇円」

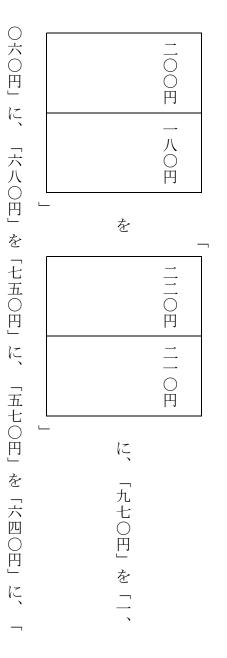
を 円 七 七〇円 八〇 Ĕ 一二〇円 を 九 九 〇円 に、 九一 九〇〇円 円 を「一〇〇円」 に、 に、 六〇 $\widecheck{\mathbb{H}}$ 八一円」 を 再 九

三円 に、 \neg 二七〇円」を「 三〇〇円」 に、 九〇円」 を「二一〇円」

六〇円 兀 円 を 八〇円 六〇円 に、 「三九〇円」 を 四三



五六〇円」 に、 「三五〇円」を「三八〇円」 に、 「三五〇円」を「二八〇円」に、



五〇〇円」を「 五七〇円」に改め、同表の備考1の表中「、 田原本町」を削り、

「及び三宅町」を「、三宅町及び田原本町」に改める。

(奈良県立都市公園条例の一部改正)

第七条 ように改正する。 奈良県立都市公園条例(昭和三十五年三月奈良県条例第十一号)の一部を次の

別表第二の表を次のように改める。

地下電線その他地下に設ける線類	共架電線その他上空に設ける線類	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	看	
メ 長 さ 一	き ル メ 長 一 に つ ト	年 つ 一 き 本 ー に	年 つ 一 き 本 ー に	年 つ 一 き 本 ー に	単 位	
<u>四</u> 円	七 円	七〇〇円	100円	八〇〇円	第二級地	使用
三円	五 円	1100円	八七〇円	五七〇円	第三級地	料
<u></u> 円	<u>四</u> 円	九〇〇円	六七〇円	四三〇円	第五級地	

の 満 ト 五 〇 ル メ 〇 外 の ル メ ・ 以 丨 ・ 径 も 未 丨 一 上 ト 一 が	の満トー上ト七〇外のルメ・径も未一・以一〇が	の 満 ト 七 〇 外 の ル メ ・ 径 も 未 丨 〇 が	
き ル メ 長 一 に l さ 年 つ ト 一	き ル メ 長 一 に さ 年 つ ト 一	き ル メ 長 一 に ト さ 年 つ ト	き 一 年
六四円	四 三 円	三 〇 円	
四 五 円	三 〇 円	二 円	
三 五 円	三三円	一 六 円	

地下工作物

○ 外・ 径四 が	の ル メ 〇 ル メ 〇 外 も 未 丨 ・ 以 丨 ・ 径 の 満 ト 四 上 ト 三 が	の ル メ 〇 ル メ 〇 外 も 未 ・ 以 ・ 径 の 満 ト 三 上 ト 二 が	の満トニ上ト五〇外 のルメ〇ルメ・径 も未ー・以ーーが	
	き ル メ 長 一 に さ 年 つ ト 一	き ル メ 長 一 に l さ 年 つ ト 一	き ル メ 長 一 に	
	一 七 〇 円	一三〇円	八 六 円	
	一二〇円	一 二 〇 円		
	九 三 円	七 〇 円	四 七 円	

び公衆電話所 年 の会一 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	標識	かとが まっち 八六〇円 六一〇円 四 かとが まさー とのも かにつ 八六〇円 六一〇円 四 かっと かん	外径が O・七 ル以上 メート 長さー ーメー ルにつ 四三〇円 三〇〇円 - 市のも	O・七 ルにつ 三〇C円 二〇円 -
七 八 〇 円	六二〇円	四 七 〇 円	三 三 ○ 円	

その他前各項により難い占用	郵便差出箱及び信書便差出箱
前各項に進	年ってきった
- じて知恵	六〇〇円
前各項に準じて知事が定める額	四二〇円
积	三三〇円

2から同表の注4までとし、 別表第二の表の注4を同表の注5とし、 同表の注2の前に次のように加える。 同表の注1から同表の注3までを同表の注

1 第二級地、第三級地及び第五級地に該当する区域は、 次の表のとおりとす

る。

第五級地	第三級地	第二級地
川上村及び東吉野村の区域村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、宇陀市、山添村、曽爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝宇陀市、山添村、曽爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝	町及び田原本町の区域天理市、桜井市、葛城市、平群町、安堵町、川西町、三宅	の区域市、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町市、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝

(奈良県警察手数料条例の一部改正)

第八条 奈良県警察手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第四十五号)の一部を次の

ように改正する。

六の項までとし、 第九条の表中十五の項を十七の項とし、九の項から十四の項までを十一の項から十 八の項の次に次のように加える。

九 特定自動運行 許可手数料 法第七十五条の十二第 一項の規定に基づく特 七万九千二百円 のとき。 許可申請

		霍		
		Z 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
		の許可の申請に対する		
		定自動運行計画の変更	手数料	
のとき。		一項の規定に基づく特	計画変更許可	
許可申請	七万八千五百円	法第七十五条の十六第	特定自動運行	+
		請に対する審査		
_		定自動運行の許可の申		

附則

(施行期日)

同 別表第一の百四の項の改正規定、 同表の三百九十九の五の二の項の改正規定、 同表の三百九十九の二の二の項の改正規定、 頃の この条例は、 の三百九十九の 規定は、 公布 令和五年四月一日から施行する。 \mathcal{O} 八の項の改正規定、 日から施行する。 同表の百六及び百七の項及び百八の項の改正規定、 同表の三百九十九 同表 同表の三百九十九 ただし、 の三百九十九 第一条中奈良県手数料条例 の 十 の六 の四 の項の改正規定並びに の項 \mathcal{O} 項の の改正規定、 改正規定、

(奈良県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 は、 の規定にかかわらず、 この条例の施行前にした一般旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料の 第一条の規定による改正後の奈良県手数料条例別表第一の百六から百八までの項 なお従前の例による。 額につ 11 て